

新型インフルエンザ等対策業務計画

和歌山県立医科大学附属病院

令和8年4月27日

第1章 総則

1 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学が設置する和歌山県立医科大学附属病院（以下「病院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

2 基本方針

病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、和歌山県、関係市町村及び医療機関等（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

3 定義

本計画において、「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までを、「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでを、「対応期」とは、初動期以後、政府対策本部が廃止されるまでをいう。

4 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

病院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期における準備、初動期及び対応期における対応、患者数が大幅に増加した場合の対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成する。

また、病院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 平時における関係機関との連携、協力体制

- (1) 病院長は、法第7条第1項に規定する和歌山県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画における病院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、関係機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。
- (2) 病院長は、関係機関からの情報の収集及び相互の連絡に努める。
- (3) 病院長は、関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2 対策本部の設置・運営

病院長は、法第22条第1項に基づき和歌山県対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、診療継続計画に基づき病院内に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 発生状況の情報収集及び情報発信に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他医療の提供について必要な業務に関すること。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 準備期における準備

準備期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

2 初動期における対応

- (1) 病院長は、関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努める。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。
- (3) 病院長は、新型インフルエンザ等の発生後に政府対策本部において決定される特定接種の接種総数、接種順位等を踏まえ、診療継続計画に基づき職員への特定職種の優先順位を決定し実施する。この際、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なように対策を講ずる。

3 対応期における対応

- (1) 病院長は、関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努める。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。
- (3) 病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。
- (4) 対応期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

第4章 その他

1 職員への教育・訓練等

- (1) 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。
- (2) 病院長は、和歌山県及び県内市町村等が主催する研修会等に職員を参加させるなど、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術の習得に努める。

2 計画の修正

本計画は、必要に応じ修正する。

附則

(施行期日)

本計画は、平成29年3月22日から施行する。

(施行期日)

本計画は、令和8年4月27日から施行する。